



長野県報

3月1日(月)
令和3年
(2021年)
第183号

目次

規則

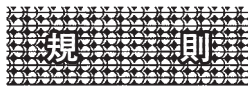
事務処理規則の一部を改正する規則(人事課) 1

告示

- 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された要措置区域の指定(水大気環境課) 2
- 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更(森林づくり推進課) 2
- 公共測量の実施(建設政策課) 2
- 公共測量の終了(建設政策課) 3
- 過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事(道路管理課) 3
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 3
- 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 3

公告

- 企画提案公募(プロポーザル)(財政課) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課) 5
- 建築士法に基づく二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築住宅課) 5



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和3年3月1日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第6号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(66)を同(67)とし、同(65)の次に次の事項を加える。

(66) 新型インフルエンザ等対策に関する事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づく次の事項

ア 第72条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

イ 第72条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第2の14の(9)のアの(7)中「同条第6項」を「同条第8項」に改め、同(イ)中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改め、同(ウ)を同(シ)とし、同(コ)を同(サ)とし、同(ク)を同(コ)とし、同(ク)の次に次の事項を加える。

(ク) 第15条第8項の規定による質問及び調査の命令

別表第2の14の(9)のイの(サ)中「(ホ)」を「(マ)」に改め、同(ホ)を同

(マ)とし、同(ヒ)から(ハ)までを同(7)から(ホ)までとし、同(ハ)の次に次の事項を加える。

(ヒ) 第22条の3の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整

別表第2の14の(9)のオの(7)中「報告の徴収」の次に「及び協力要請」を加え、同(イ)中「による」の次に「報告の徴収及び」を加え、同カの(フ)中「による」の次に「報告の徴収及び」を加え、同(フ)を同(7)とし、同(ク)中「報告の徴収」の次に「及び協力要請」を加え、同(ク)を同(フ)とし、同(7)を同(ク)とし、同(セ)の次に次の事項を加える。

(7) 第48条の3の規定による入院の勧告又は入院の措置その他の事項に関する総合調整

別表第3の3中「並びに同(66)」を「、同(66)並びに同(67)」に改め、同7中「(サ)まで」を「(シ)まで、イの(ヒ)に、「カの(7)」を「カの(7)、(ク)に、「(ク)及び(フ)」を「(ク)及び(7)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事課